

厚真町簡易水道事業

平成20年度水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを確認するために不可欠であり水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水道水の状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査に関する事項
8. 水質検査計画及び結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性保証
10. 関係者との連携
11. その他

はじめに

本町の水道は、厚真地区、上厚真地区の2つの簡易水道を平成17年に認可を受けて統合し、厚真地区簡易水道事業として水道水を供給しています。

現在、厚真地区は厚真川水系厚真川から、上厚真地区は厚真川水系軽舞川と浅井戸を水源としています。両地区の河川流域には水田が広がっており、このうち軽舞川の流域には、旧油田坑井等があることから偶発的な水質汚染事故が発生する可能性もあるため、事業の統合と併せて水道水源の見直しを行い、軽舞川の表流水を停止し、不足する水量は統合する前の厚真地区の水源として参画している厚幌ダムに求めることとしています。

安全な水を供給するためには、水源の保全により良質な原水を得ること、浄水処理の管理、さらに給水栓水の水質保持するため、配水池や水道管を適正に維持することが重要となります。

現在、50項目の水質検査を行っておりますが、水質検査項目や検査頻度などについては、水源の特徴、水質的課題を含め、安全性の確保、効率性などの多方面からの検討を行い、水質検査計画を策定しました。この水質検査計画については、次年度以降も水質の状況変化に応じて、見直しを行うなど、より一層安全で安定した水質管理を行ってまいります。

1. 基本方針

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓(蛇口)に加え水源も行います。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

(3) 検査頻度

水道法及び過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

本町の給水状況は、下記のとおりとなっております。

区 分	内 容
事業体の名称	厚真町簡易水道事業
給水区域	幌内・富里・高丘・吉野・幌里の一部、本町・京町・表町・錦町の全域、新町・本郷・朝日・桜丘・東和・宇隆・美里・上野・豊沢・豊川・共栄・富野・共和・上厚真・厚和・鯉沼・軽舞・豊丘の一部、浜厚真の全域、清住の全域、鹿沼の一部
計画目標年度	平成26年度
計画給水人口	4,850人
計画1日最大給水量	3,140m ³
1日平均給水量	1,801m ³ (H18実績)

(2) 浄水施設

本町には、浄水場が2ヵ所あります。

浄水場名	新町浄水場	上厚真地区浄水場
通水年度	昭和26年	昭和42年
水源 (m ³ /日)	2級河川厚真川	準用河川軽舞川 浅井戸
水利権 (m ³ /日)	1,050m ³	1,662.5m ³
給水能力	1,000m ³	2,157.5m ³ (表流水 1662.5m ³ 浅井戸 495m ³)
主な給水区域	本町・京町・表町・錦町の全域、幌内・富里・高丘・吉野・幌里・新町・本郷・朝日・桜丘・東和・宇隆・美里・上野・豊沢の一部	豊川・上野・共栄・富野・共和・上厚真・厚和・鯉沼・軽舞・豊丘・鹿沼の一部、浜厚真・清住の全域
主な浄水処理方式	薬品沈澱(横流式傾斜板) 急速ろ過(マンガン砂) 塩素消毒(中間塩素処理)	薬品沈澱(横流式傾斜板) 急速ろ過(マンガン砂) 塩素消毒(中間塩素処理)
主な浄水処理薬品 凝集剤 アルカリ剤 高度浄水処理剤 消毒剤	ポリ塩化アルミニウム ソーダ灰 粉末活性炭 次亜塩素酸ナトリウム	ポリ塩化アルミニウム ソーダ灰 粉末活性炭 次亜塩素酸ナトリウム

3. 原水及び浄水の水道水の状況

(1) 原水の状況

取水流域には、原水の汚染原因となるものから水質管理上注意すべき項目、を下表に示しました。

水系	新町浄水場 (厚真川)	上厚真地区浄水場	
		軽舞川	浅井戸
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨、融雪による濁度の発生 ・藻類の発生 ・河川改修工事 ・油類等による汚染事故 ・農薬散布 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨、融雪による濁度の発生 ・河川改修工事 ・油類等による汚染事故 ・農薬散布 	・特になし

水質管理上注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄及びその化合物 ・色度 ・濁度 ・マンガン ・ジェオスミン ・2-メチルイソボルネオール ・クリプトスポリジウム ・農薬類 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄及びその化合物 ・色度 ・濁度 ・マンガン ・アンモニア ・クリプトスポリジウム ・農薬類 	・特になし
浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	アルミニウム（PAC）、臭素酸（次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する可能性がある。）塩素酸（次亜塩素酸ナトリウムを長期間貯蔵すると、その酸化により、濃度の上昇が起こる。）		

（２）浄水の状況

浄水場では、原因の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を行っています。

水道水は、これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水をお届けしております。

4．検査地点

（１）給水栓

浄水場ごとに配水系統が分かれており、6カ所の検査地点を設定して検査を行います。

（２）浄水場の原水及び配水

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、各浄水場の原水及び配水を検査します。また、各ポンプ場3カ所に設置している水質自動計器で、残留塩素濃度等の水質監視を行います。

（３）水源

安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に、水源水質が影響を与えるため、厚真川、軽舞川の取水地点に検査地点を設定します。

5．水質検査項目及び検査頻度

（１）水質基準が適用される（浄水）水質検査項目と検査頻度

水質検査項目

水質検査項目は全項目を検査します。また、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査も法令どおり行います。

水質管理目標設定項目については、監視の必要のない項目を除き、農薬を含めて検査を行います。

さらに、「独自に検査する項目」については、病原性生物（クリプトスポリジウム、ジアルジア）及び浄水処理上必要となる項目の検査を行います。

検査頻度

法令で定められた頻度を基本とし、その他、特に水質管理上、注意すべき項目を考慮して、検査頻度を策定します。法令では、過去3年間の検査結果から検査頻度を減じることができるかとされておりますが、本町ではより安全を期することから、検査項目によっては過去5年間の検査結果により判断することとしています。

(厚真地区)

- (ア) 法令に基づく水質検査表のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても水質が安定し良好であることを確認するため、すべての検査を年1回行います。
- (イ) 法令に基づく水質検査表の項目 N0.1、2、10、33、37、45～50の検査は、毎月(1回はアに含む)行います。(毎月検査)
- (ウ) 法令に基づく水質検査表の項目 N0.9、21～30は、年4回(1回はアに含む)行います。(消毒副生物検査)
- (エ) 法令に基づく水質検査表の項目 N0.41、42は水源でかび臭が発生するおそれがある期間に1回以上検査を実施いたします。
- (オ) 法令に基づく水質検査表の項目 N0.43は監視が必要な項目として年4回(1回はアに含む)行います。
- (カ) 法令に基づく水質検査表の色、濁り、消毒の残留塩素効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

(上厚真地区)

- (ア) 法令に基づく水質検査表のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても水質が安定し良好であることを確認するため、すべての検査を年1回行います。
- (イ) 法令に基づく水質検査表の項目 N0.1、2、10、33、37、45～50の検査は、毎月(1回はアに含む)行います。(毎月検査)
- (ウ) 法令に基づく水質検査表の項目 N0.9、21～30は、年4回(1回はアに含む)行います。(消毒副生成物検査)
- (エ) 法令に基づく水質検査表の項目 N0.41、42は水源でかび臭が発生するおそれがある期間に1回以上検査を実施いたします。
- (オ) 法令に基づく水質検査表の項目 N0.39、43は監視が必要な項目として年4回(1回はアに含む)行います。
- (カ) 法令に基づく水質検査表の色、濁り、消毒の残留塩素効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

(2) 原水の水質検査項目と検査頻度

水質検査項目

法令に基づく水質検査表において水質基準項目のうち消毒副生成物21～30を除く40項目の水質検査を行います。

検査頻度

- (ア) 法令に基づく水質検査表の項目は年 1 回行います。
- (イ) 法令に基づく水質検査表の項目 N0.1、2、10、33、37、45～50 の検査は、毎月（1回はアに含む）行います。（一般検査）
- (ウ) 水質管理目標設定項目は、水質基準項目と同様に、過去の検査結果により検査頻度を考慮して実施します。
- (エ) 農薬については、法令に示された 101 項目のうち、水源域で使用される可能性のある農薬 18 項目について検査します。検査時期は、農薬の散布時期に合わせて行います。
- (オ) 独自に検査する項目としては、クリプトスポリジウム、ジアルジア、指標菌の検査を年 1 回以上実施します。

6. 水質検査方法

1 日 1 回行う検査項目は水道係の職員が運転管理委託会社で行います。
定期検査は委託により行います。

7. 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水道水が次のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査計画及び結果の公表

- (1) 水質検査計画については、「町のホームページ」及び「建設課上下水道グループ窓口」で公表します。
- (2) 水質検査の結果は、水質基準との適合状況を含め、「町のホームページ」及び「建設課上下水道グループ窓口」で公表します。
- (3) 公開場所については広報誌等で公表いたします。

9. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。各項目の分析において、結果に差がないよう検査機関に指導しています。

また、各会議及び研修等に参加し、いち早い情報の入手を行い信頼性の保証に努めています。

10. 関係者との連携

当町は、水道水の安全性を確保していくため、北海道環境保全課、北海道苫小牧保健所、河川管理者（北海道室蘭土木現業所）、当町関係部局（町民課）及び他の水利権者（土地改良区）と連絡調整を行い、水質保全に万全を期しています。

11. その他

- （１）常に安全な水道水を供給します。
- （２）水道水質の信頼性の確保に努めます。
- （３）水道事故等が発生した時は、保健所、検査機関と連携し、早期の復旧に努めます。
- （４）住民の疑問点、不明点につきましては早急に対応いたします。

法令に基づく水質検査表
水質基準

番号	項目	基準値	原則頻度	法的検査回数減	項目の概要	
基1	一般細菌	100個/ml以下	月1回	月1回	病原微生物	健康に関する項目
基2	大腸菌	不検出				
基3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 1	金属類	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下				
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下				
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下				
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下				
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下				
基9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	年4回	年4回		
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 1	無機物質・消毒副生成物	
基11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下			無機物	
基12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下			有機物	
基13	四塩化炭素	0.002mg/l以下				
基14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下				
基15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下				
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				
基19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下				
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下				
基21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	年4回	年4回	消毒副生成物	
基22	クロロホルム	0.06mg/l以下				
基23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下				
基24	ジブromokロロメタン	0.1mg/l以下				
基25	臭素酸	0.01mg/l以下				
基26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下				
基27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下				
基28	ブromोजクロロメタン	0.03mg/l以下				
基29	ブromホルム	0.09mg/l以下				
基30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下				
基31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 1	金属類	
基32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下				
基33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下				
基34	銅及びその化合物	1mg/l以下				
基35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下				
基36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	年4回		金属類	
基37	塩化イオン	200mg/l以下	月1回	月1回	その他	
基38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 1	無機物	
基39	蒸発残留物	500mg/l以下			その他	
基40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下			藻の発生時期月1回	
基41	ジェオスミン	0.0001mg/l以下				
基42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下				
基43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	年4回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 1		
基44	フェノール類	0.005mg/l以下				
基45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/l以下	月1回	月1回	その他	
基46	PH値	5.8~8.6				
基47	味	異常でない				
基48	臭気	異常でない				
基49	色度	5度以下				
基50	濁度	2度以下				
毎1	色	異常でない				性状に関する項目
毎2	濁り	異常でない				
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l以下				

1 基準値の1/10以下で原水に変動がない場合は、3年に1回、1/5以下の場合は年1回

厚真地区簡易水道（実施水質検査頻度）～新町浄水場

番号	定期検査項目	基準値	浄水 (回/年)	原水 (回/年)	設 定 理 由
基1	一般細菌	100個/ml以下	12	12	法令どおり毎月検査
基2	大腸菌	不検出	12	12	法令どおり毎月検査
基3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基9	シアン化物イオン及び 塩化シアン	0.01mg/l以下	4	1	法令どおり検査(浄水年4回)
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	12	12	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため今までどおり毎月検査
基11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基22	クロロホルム	0.06mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基25	臭素酸	0.01mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査(次亜塩素酸ナトリウムを使用)
基26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基28	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基29	プロモホルム	0.09mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
基32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
基33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	12	12	性状確認のため今までどおり毎月検査
基34	銅及びその化合物	1mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1	1	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、 水源状況を勘案
基36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基37	塩化イオン	200mg/l以下	12	12	法令どおり毎月検査
基38	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/l以下	1	1	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、 水源状況を勘案
基39	蒸発残留物	500mg/l以下	1	1	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、 水源状況を勘案
基40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
基41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	発生時期 1回/月	発生時期 1回/月	原因藻類の発生のおそれがあるため
基42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	発生時期 1回/月	発生時期 1回/月	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	4	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため
基44	フェノール類	0.005mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
基45	有機物(全有機炭素(TOC) の量)	5mg/l以下	12	12	法令どおり毎月検査
基46	PH値	5.8～8.6	12	12	法令どおり毎月検査
基47	味	異常でない	12	12	法令どおり毎月検査
基48	臭気	異常でない	12	12	法令どおり毎月検査
基49	色度	5度以下	12	12	法令どおり毎月検査
基50	濁度	2度以下	12	12	法令どおり毎月検査
毎1	色		毎日	毎日	
毎2	濁り		毎日	毎日	
毎3	消毒の残留効果		毎日	毎日	
	アンモニア性窒素		1	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
	塩素酸		4	-	次亜塩素酸ナトリウム使用のため
	農薬類		1	-	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回

厚真地区簡易水道（実施水質検査頻度）～上厚真地区浄水場

番号	定期検査項目	基準値	浄水 (回/年)	原水 (回/年)	設 定 理 由
基1	一般細菌	100個/ml以下	12	12	法令どおり毎月検査
基2	大腸菌	不検出	12	12	法令どおり毎月検査
基3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	4	1	法令どおり検査(浄水年4回)
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	12	12	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため今までどおり毎月検査
基11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基22	クロロホルム	0.06mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基25	臭素酸	0.01mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査(次亜塩素酸ナトリウムを使用)
基26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	4	-	法令どおり年4回検査
基31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
基32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
基33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	12	12	性状確認のため今までどおり毎月検査
基34	銅及びその化合物	1mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
基37	塩化イオン	200mg/l以下	12	12	法令どおり毎月検査
基38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	1	1	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、水源状況を勘案
基39	蒸発残留物	500mg/l以下	4	1	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、水源状況を勘案し性状確認のため
基40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
基41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	発生時期 1回/月	発生時期 1回/月	原因藻類の発生のおそれがあるため
基42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	発生時期 1回/月	発生時期 1回/月	原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	4	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため
基44	フェノール類	0.005mg/l以下	1	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
基45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/l以下	12	12	法令どおり毎月検査
基46	PH値	5.8～8.6	12	12	法令どおり毎月検査
基47	味	異常でない	12	12	法令どおり毎月検査
基48	臭気	異常でない	12	12	法令どおり毎月検査
基49	色度	5度以下	12	12	法令どおり毎月検査
基50	濁度	2度以下	12	12	法令どおり毎月検査
毎1	色		毎日	毎日	
毎2	濁り		毎日	毎日	
毎3	消毒の残留効果		毎日	毎日	
	アンモニア性窒素		1	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
	塩素酸		4	-	次亜塩素酸ナトリウム使用
	農薬類		1	-	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回

農薬類及び独自項目の検査頻度

番号	項目	目標値 mg/l以下	浄水 (1回/年)	原水 (1回/年)	備考	
7	フェニトロチオン(MEP)	0.003	1	-	01項目のうち18項目について散布時期に合わせて行う。	農薬類
9	クロロタニル(TPN)	0.05	1	-		
17	ペンタゾン	0.2	1	-		
34	メタラキシル	0.05	1	-		
49	エディフェンホス(EDDP)	0.006	1	-		
50	ピロキロン	0.04	1	-		
51	フサライド	0.1	1	-		
53	プレチラクロール	0.04	1	-		
56	テニルコロール	0.2	1	-		
59	プロモブチド	0.04	1	-		
60	モリネート	0.005	1	-		
70	エトフェンプロックス	0.08	1	-		
71	フェンチオン(MPP)	0.001	1	-		
79	フェントエート	0.004	1	-		
82	プロベナゾール	0.05	1	-		
86	ベンスルフロンメチル	0.4	1	-		
87	トリシクラゾール	0.08	1	-		
89	ジメタメトリン	0.02	1	-		
	アンモニア性窒素	0.05	1	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため行う。	独自
	指標菌	0.6	4	-	性状確認のため	
	クリプトスポリジウム		1	-	性状確認のため(耐塩素性の病原性生物)	